

平成 2 9 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 ( 1 2 月 ) 議 事 録

四條畷市教育委員会事務局

教 育 委 員 会 定 例 会

## 1 開催日時・場所

平成29年12月27日(水) 10時00分から10時30分  
四條畷市役所 東別館201会議室

## 2 出席委員

教 育 長	森田 政己
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	原 知雅
委 員	吉田 知子
委 員	竹内 千佳夫

## 3 事務局出席者

理 事 (教育環境整備・田原 活性化・危機管理担当)	開 康成	地 域 教 育 課 長	杉本 一也
教 育 部 長 兼 教育環境整備室長	西口 文敏	教育部上席主幹(地域 教育課担当)兼主任	村上 始
教 育 部 次 長 兼学校教育課長	芝田 孝人	図 書 館 長 兼 主 任	永野 国広
教 育 総 務 課 長 教育環境整備室上席主幹 兼学校教育課人権教育・ 教科指導担当課長	阪本 律子	公 民 館 長 兼 主 任	勝村 隆彦
教育環境整備室課長	木村 実	教 育 総 務 課 課長代理兼主任	櫻井 康弘
都市整備部上席主幹	奥 大輔	企 画 調 整 課 長	板谷 ひと美
	藤井 道幸	教 育 総 務 課	織田 紗樹

## 4 議事録作成者

教 育 総 務 課 織田 紗樹

## 5 付議案件

議案第22号	四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第23号	四條畷市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案第24号	四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則の一部を改正する規則の制定 について
議案第25号	四條畷市学校適正配置審議会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案第26号	公民館処務規則の一部を改正する規則の制定について
議案第27号	四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定 について
議案第28号	四條畷市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
同意第1号	四條畷市教育委員会委員の辞職について
報告第17号	四條畷市教育委員会委員の任命に係る議会同意について

森田教育長	<p>只今から、12月の教育委員会定例会を開催いたします。</p>
森田教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名者は、吉田委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p>
開理事	<p>教育環境整備を含めた公共施設の検討状況につきまして、情報共有させていただきます。先般、11月21日の総合教育会議のなかで、市長部局の方から年度末までの取組み、また、年度明けの取組みについてご説明申し上げた次第です。その状況につきましては、広報誌の誌面の都合上、十分な内容が盛り込めていなかったと思います。</p> <p>また、公共施設の検討状況につきまして、やはり学校教育課が教育現場の32年度の完成をめざし、同等の時間軸を設けて進めております。31年度末をもって、一定の公共施設のあり方についてまとめていきたいと考えております。それに伴い、市長部局、教育委員会ともに組織している公共施設等総合管理計画プロジェクトチーム会議を設置し、検討を重ねており、昨日、第7回会議を開催し、31年度末までの取組みスケジュールについて議論を行ったところです。これについては、教育委員会が1年前に一定の方針を示させていただいた経過にあり、後の取組みが必要ということで、今、詳細なスケジュールを詰めています。ただ、以前からご意見いただいております、先般行ったアンケート調査、公共施設全般にわたる劣化度調査、年度明けに取り組む南中学校の活断層調査、これらを加味してまとめていきます。来年度以降、動きがありますので、定期的に情報交換・情報提供させていただきます。</p>
森田教育長	<p>それでは、本日の議事に入ります。</p>
阪本教育総務課長	<p>本日の議案資料に訂正箇所がございます。議案第28号 四條畷市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についての2行目「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項」を「第15条第1項」に訂正をお願いします。また、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号は平成30年度の機構改革に伴う規則改正となりますので、四條畷市教育委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、一括議題とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
森田教育長	<p>ただ今、議案の修正と、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号の議題を一括議題としたいとの申し出がございましたが、委員の皆様方よろしいでしょうか。</p>

(「異議なし」の声)

森田教育長

異議がないようですので、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号は一括議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。

櫻井教育総務課長  
代理兼主任

議案第22号から議案第26号につきましては、平成30年4月1日付けの機構改革に伴い、規則の一部を改正する必要がありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

まずはじめに、議案第22号 四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、新旧対照表をご覧ください。この規則につきましては、平成30年4月1日の機構改革で教育環境整備室が廃止され、地域教育課が生涯学習推進課と青少年育成課の2課に分かれることにより、規則の一部改正を行います。

具体的には、第2条中「部、室及び課」を「部及び課」に改め、教育部を「教育総務課、学校教育課、生涯学習推進課、青少年育成課」とし、第3条を削りました。また、教育環境整備室に関連しておりました第4条第1項第2号「室に室長、課長及び主任」を削り、同じく第2項「室に上席主幹及び専門官」同じく第5条第1項「室長」と第5項「専門官」を削りました。第7条は、「部、室及び課」を「部および課」に改め、教育環境整備室の事務分掌を削り、削った分掌を教育総務課の第15号の次に新たに加え、第16号から第20号としました。更に、教育総務課の新たな事務分掌として、「第21号教育センター施設の施設及び設備の整備に関すること。」を加えました。

次に、学校教育課の事務分掌に新たに第24号として、「教育センターとの連絡調整に関すること。」を加えました。また、地域教育課の事務分掌は、第1号から第9号を生涯学習推進課へ、そして、第10号から第12号までを青少年育成課へ分け、生涯学習推進課は新たに第10号として、「四條畷市立教育文化センター、四條畷市立市民活動センター、四條畷市立歴史民俗資料館及び四條畷市立市民総合体育館との連絡調整に関すること。」を加え、青少年育成課は、新たに第4号として、「青少年関連施設の設置、廃止及び管理運営に関すること。」、第5号として、「その他青少年育成に関すること。」、第6号として、「四條畷市立野外活動センターとの連絡調整に関すること。」を加えました。全体としては、第3条が削除されたことにより、第4条から第7条を1条ずつ繰り上げ、第6条までとします。以上が議案第22号の説明です。

続いて、議案第23号 四條畷市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。新旧対照表をご覧ください。機構改革による課名変更があるため、第22条審議会の庶務において、「地域教育

<p>(櫻井教育総務課長代理兼主任)</p>	<p>課」を「生涯学習推進課」に改めました。</p> <p>次に、議案第24号 四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。新旧対照表をご覧ください。こちらにも課名変更のため、第4条庶務において、「地域教育課」を「生涯学習推進課」に改めました。</p> <p>次に、議案第25号 四條畷市学校適正配置審議会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。新旧対照表をご覧ください。機構改革で教育環境整備室の事務分掌が教育総務課へ移行することにより、第6条庶務において、「教育環境整備室」を「教育総務課」に改めました。</p> <p>最後に、議案第26号 公民館処務規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第4条第8号中「市民総合センター及び図書館との共用部分を除く。」を「図書館の部分を除く」に改め、新たに第11号として、「市民総合センターとの連絡調整に関すること。」を加えました。以上が議案第22号から第26号までの規則改正の説明となります。</p>
<p>阪本教育総務課長</p>	<p>2か所、資料に訂正がございます。</p> <p>議案22号の新旧対照表のなかで、第6条の教育総務課の事務分掌の中に「第21号教育センターの施設及び設備の整備に関すること。」とありますが、こちらはその他の事務分掌の方に明記いたしますので、削除していただきますようお願いいたします。</p> <p>もう1か所、青少年育成課の事務分掌のなかの「第6号四條畷市立野外活動センターとの調整連絡に関すること。」とありますが、「連絡調整」に訂正をお願いします。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>質疑等ないようですので、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第22号、四條畷教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第23号、四條畷市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第24号、四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則の一部を改正する規則の制定について、議案第25号、四條畷市学校適正配置審議会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第26号、公民館処務規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>森田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>次に、議案第27号 四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規</p>

(森田教育長)	<p>則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
芝田教育部次長兼 学校教育課長	<p>議案第27号 四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由といたしましては、学校教育法施行令が改正されたことに伴い、四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要が生じたためでございます。新旧対照表をご覧ください。</p> <p>改正箇所について、第2条中の「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条」を「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項」に改めました。説明は以上でございます。</p>
森田教育長	<p>質疑等ないようですので、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第27号 四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声）</p>
森田教育長	<p>異議がないようですので、議案第27号については原案のとおり可決することに決しました。</p>
森田教育長	<p>次に、議案第28号 四條畷市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
芝田教育部次長兼 学校教育課長	<p>議案第28号 四條畷市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。次のとおり、四條畷市立小学校中学校の通学区域に関する規則の一部を改正するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由といたしましては、平成30年3月末に四條畷市立四條畷南中学校を休校とすること及び四條畷市教育環境整備計画により、四條畷市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する必要が生じたためでございます。新旧対照表をご覧ください。</p> <p>改正につきまして、四條畷南中学校の校区を四條畷中学校及び四條畷西中学校の方に割り振りをさせていただきました。</p>

<p>(芝田教育部次長兼学校教育課長)</p>	<p>別表中通学区域のうち、四條畷市立四條畷中学校の項中「(中野一丁目1番から4番まで及び5番1号から6号まで、中野二丁目を除く。)及び四條畷市立忍ヶ丘小学校の通学区域」を「(中野本町1番から27番まで及び33番から40番までを除く。)、四條畷市立忍ヶ丘小学校の通学区域、四條畷市立四條畷東小学校の通学区域、四條畷市立四條畷南小学校の通学区域(美田町を除く。)」に、四條畷市立四條畷南中学校の項を削除し、四條畷市立四條畷西中学校の項中「江瀬美町、蔀屋本町、蔀屋新町1番から7番まで、北出町、二丁通町の各地域及び四條畷市立岡部小学校の通学区域」を「中野本町1番から27番まで及び33番から40番までの各地域及び四條畷市立岡部小学校の通学区域、四條畷市立くすのき小学校の通学区域」に改めました。説明は以上でございます。</p>
<p>芝田教育部次長兼学校教育課長</p>	<p>附則として、この規則は、平成30年4月1日から施行することを付け加えさせていただきます。ただし、準備行為として、小学校、中学校の入学期日等の通知に関する手続その他必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができることといたします。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>質疑等ないようですので、ここでお諮りいたします。議案第28号 四條畷市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>森田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第28号については原案のとおり可決することに決しました。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>次に、同意第1号 四條畷市教育委員会委員の辞職についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>阪本教育総務課長</p>	<p>同意第1号 四條畷市教育委員会委員の辞職についてでございます。先月、平成29年11月14日において、原教育委員から、平成29年12月31日付けにて、一身上のご都合により市長及び教育委員会へ辞職の願いがございまして、東市長から受領した旨のご報告がございました。教育委員の辞職に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条及び四條畷市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により市長及び教育委員会の同意を要することとなっております。本件は、教育委員の辞職に関し、同意を求めるものでございます。説明は以上でございます。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>原委員は、平成27年10月1日に就任され、四條畷市の教育について、</p>

(森田教育長)	<p>数々の懸案事項の決定等、重責を務められてこられました。この度の辞職につきましては誠に残念ではございますが、ご本人のご意向でございますことから、平成29年12月31日付けの辞職に同意することについて、お諮りいたします。同意することで意義はございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
森田教育長	<p>異議がないようですので、同意第1号については原案のとおり同意がとれたことを認めます。</p>
森田教育長	<p>次に、報告第17号 四條畷市教育委員会委員の任命に係る議会同意についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
阪本教育総務課長	<p>報告第17号 四條畷市教育委員会委員の任命に係る議会同意についてでございます。先ほどご同意いただいた原委員の辞職に伴い、平成29年12月1日に開催された12月市議会定例会議におきまして、市議会の同意を得まして、平成30年1月1日付けで小田みゆき様が東市長から教育委員に任命されましたことをご報告させていただきます。なお、業務上の都合により、原委員の辞職に関する同意案件が議会の同意より遅くなったことにつきましてお詫びいたします。また、小田みゆき様につきましては、1月の教育委員研修会及び定例会からのご出席となっておりますので、報告いたします。</p> <p>また、資料の訂正でございますが、「平成29年12月の四條畷市議会定例会」と記載しておりますが、「四條畷市議会定例議会」の誤りでございます。</p>
森田教育長	<p>質疑等がないようですので、その他、何かございますか。</p>
奥教育環境整備室課長	<p>中学校再編整備に関する進捗状況について、報告させていただきます。</p> <p>まず、指定制服等の準備につきまして、27日に各保護者宛に通知とチケットを発送させていただきました。12月1日から順調に進んでおります。学校から教育環境整備室に届いた申請書の控えは、12月25日時点で22通となっております。お問い合わせ等も非常に少ない状況でございますが、期日が2月28日までとなっておりますので、業者との行き違いをなくすためにも、本日また業者宛に通知文を出して、より円滑に進むよう努めてまいります。</p> <p>次に、通学補助に関しまして、現在、近鉄バスとJRとの協議を進めているところです。総合教育会議で共有された内容に基づき実施できるよう準備を進めてまいります。</p> <p>通学路の安全対策についても、順調に進んでおりまして、3月末までにはすべて稼働できるよう4月1日の転籍に向けた準備を進めてまいります。以上でございます。</p>



森田教育長

それでは、これもちまして、定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年1月24日

四 條 畷 市 教 育 長 森 田 政 己

四 條 畷 市 教 育 委 員 会 委 員 吉 田 知 子